

鳥取県転職なき移住等支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出(移住後1年6カ月以内)

○下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着(交付申請から原則20日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始※この補助金においては 着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了※この補助金においては 完了届の提出は必要ありません。

※事業完了は、事業実施後支払が全て終了しているか、支払が全て終わり成果物が納入された時点となります。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

※補助事業の完了又は中止もしくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

◎補助金の支払

提出された実績報告書及び領収書等証拠書類を審査し、補助金額を確定の上、通知を行うとともに、精算払の場合は指定された口座に振り込みます。  
なお、代表者以外の名義の口座への振込を希望される場合には、委任状を提出してください。

資料提出・問い合わせ先 輝く鳥取創造本部 人口減少社会対策課  
鳥取県鳥取市東町一丁目220  
電話:0857-26-7652 E-mail:jinkoutaisaku@pref.tottori.lg.jp